

第 16 号

令和8年度県営土地改良事業の経費に対する市町村負担金について

令和8年度において熊本県が施行する県営土地改良事業について、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

事 業 名	負担すべき金額
1 かんがい排水事業（水利施設整備事業（排水対策特別型及び農地集積促進型）に限る。）	工事費の100分の10に相当する金額
2 かんがい排水事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）（令和2年度以前採択地区分）に限る。）	工事費の100分の10に相当する金額
3 かんがい排水事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）（令和3年度以降新規採択地区分）に限る。）	工事費の100分の14に相当する金額
4 かんがい排水事業（水利施設整備事業（基幹水利施設整備型）（令和3年度以降新規採択地区分）に限る。）	工事費の100分の10に相当する金額
5 畑地帯総合整備事業（農業生産基盤整備に係るものに限る。）	工事費の100分の10に相当する金額
6 経営体育成基盤整備事業（農業生産基盤整備に係るものに限る。）	工事費の100分の10に相当する金額
7 農道整備事業	工事費の100分の10に相当する金額
8 中山間地域総合整備事業（農業生産基盤整備（交付金事業分、競争力強化事業分及び耕作条件改善事業分）に係るものに限る。）	工事費の100分の10に相当する金額
9 中山間地域総合整備事業（農業生産基盤整備（中山間地域農業農村総合整備事業分）（令和元年度以前採択地区分）に係るものに限る。）	工事費の100分の10に相当する金額
10 中山間地域総合整備事業（農業生産基盤整備（中山間地域農業農村総合整備事業分）（令和2年度以降新規採択地区分）に係るものに限る。）	工事費の100分の11に相当する金額

る。)	
1 1 湛水防除事業（法指定地域を除く。）	工事費の 1 0 0 分の 1 8 に相当する金額
1 2 湛水防除事業（平成 1 8 年度以降新規採択分（法指定地域に限る。））	工事費の 1 0 0 分の 1 3 に相当する金額
1 3 湛水防除事業（平成 1 7 年度以前採択分（法指定地域に限る。））	工事費の 1 0 0 分の 1 4 . 5 に相当する金額
1 4 防災ダム整備事業	工事費の 1 0 0 分の 6 に相当する金額
1 5 農地保全整備事業	工事費の 1 0 0 分の 1 4 に相当する金額
1 6 ため池等整備事業	工事費の 1 0 0 分の 1 4 に相当する金額
1 7 ため池緊急整備事業（一般地域に限る。）	工事費の 1 0 0 分の 1 6 に相当する金額
1 8 ため池緊急整備事業（法指定地域に限る。）	工事費の 1 0 0 分の 1 1 に相当する金額
1 9 特定農業用管水路等特別対策事業（美里町の区域を除く。）	工事費の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額
2 0 特定農業用管水路等特別対策事業（美里町の区域に限る。）	工事費の 1 0 0 分の 5 に相当する金額

（提案理由）

令和 8 年度において熊本県が施行する県営土地改良事業に要する経費の一部を市町村に負担させるため、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 9 1 条第 6 項において準用する同法第 9 0 条第 1 0 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。